

職員行動指針

もみの木園は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「もみの木園職員行動指針」を定め、公務員として全体の奉仕者として公共の利益の為に勤務し、公正な職務の遂行に努めます。
全ての職員は、綾瀬市職員行動指針と共にこの行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1 社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底

もみの木園は、関係法令、綾瀬市職員倫理規定はもとより、市の理念及び社会的ルールの遵守を徹底します。

2 環境保全・安全衛生の推進

もみの木園は、環境保全に努め、環境破壊抑止に日ごろから関心を持ち、EMSプログラムに取り組みます。また、施設内外の安全、衛生に積極的に取り組みます。

3 社会貢献の推進

もみの木園は地域や社会に根ざした社会貢献活動を行います。

4 人権の尊重

もみの木園はもみの木園運営規程に添い、こどもの意志及び人格を尊重し、一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5 プライバシーの保護

業務上知りえたプライバシーについては、従業者でなくなった後についても秘密の保持を行います。

6 個人情報の保護と管理

もみの木園は、個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行います。

7 説明責任(アカウントビリー)の徹底

もみの木園は、利用者やその家族・後見人などに提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。

8 危機管理(リスクマネジメント)の徹底

もみの木園は、もみの木園運営規程に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

9 自己形成及び人材育成

もみの木園は、綾瀬市職員行動指針に基づき、次の3項目を意識しながら職員一人ひとりが成長していく為に責任を持って行動していきます。

- ・理想を実現するために挑戦します
- ・主体的に課題をみつけます
- ・長期的な視野を持って考えます

10 他の事業所及び他の行政機関との関係

もみの木園は、公正かつ公平で健全な関係を保持します。